

※申請（更新）場所

月 日	場 所	時 間
6月19日(金)	中谷公民館	9:30～10:00
	小田公民館	10:20～10:50
	大野公民館	11:10～11:50
6月23日(火)	香南公民館	9:30～10:00
	香北公民館	10:20～10:50
	郷 公 民 館	13:30～14:00
	芳野公民館	14:20～15:00

●都合の悪い方は6月24日（水）以降、鏡野町役場保健福祉課へお越しください。
【奥津地域】・【上齋原地域】・【富地域】の方は6月19日（金）から各振興センターで更新手続きができます。

☆**心身障害者医療費**
次の日程で更新手続きを行いますので会場にお越しください。更新には、次のものを必ず持参してください。
なお、前年度に受給対象者であった方も、前年の世帯等の所得状況で対象にならない場合がありますのでご了承ください。
※更新時に必要なもの…印鑑・健康保険証

現在お持ちの各受給資格者証の有効期限は6月30日までです。対象となる方は、左記の手続きにより更新をお願いいたします。

（更新時期…7月1日）

受給資格者証更新についてのお知らせ



お問い合わせ先 鏡野町保健福祉課 電話(0868)54-2986 及び各振興センター

児童手当現況届の提出をお忘れなく

児童手当を受給されている方（「受給者」といいます。）には、6月上旬に現況届を郵送いたしますので、6月末までにご提出をお願いいたします。

現況届は、児童手当の受給資格の確認のために毎年6月にご提出いただくもので、児童手当法により受給者は現況届と必要な書類を6月末までに市町村へ提出することが定められています。

期限内に現況届の提出が無い場合は、現況届の提出があるまで児童手当が差し止められますので、ご注意ください。

また、現況届は返信用封筒での提出が可能ですので、窓口への提出が困難な場合は、現況届に同封する返信用封筒をご利用いただき、郵送にてご提出ください。

現況届に必要なもの

対 象 者	必要なもの	備 考
受給者全員	印鑑	現況届等の書類に押印をお願いします。
	健康保険証の写し	受給者・配偶者のどちらの写しも必要となります。
平成27年1月1日以降に鏡野町へ転入された受給者	前住所地の所得課税(控除)証明	平成27年度(平成26年中)の所得課税(または所得控除)証明が必要です。
15歳以下の児童と別居している受給者	監護事実についての申立書	15歳以下の児童と別居している方は提出が必要です。
	児童の属する世帯全員の住民票	15歳以下の児童と別居している方で児童が町外に居住している方は、居住している世帯全員が記載された住民票の添付が必要です。

なお、今年度の現況届は、「子育て世帯臨時特例給付金」の申請書と一体となった様式となっております。

現況届及び給付金申請書の記載方法については、現況届に同封する記入例をご確認ください。

また、「子育て世帯臨時特例給付金」については、11ページの記事をご確認ください。

お問い合わせ先 鏡野町保健福祉課 子育て支援係 電話(0868) 54-2986

ひとり親家庭等医療費受給資格証の更新について

ひとり親家庭等医療費の受給資格証の有効期限は毎年6月30日までになります。

継続してひとり親家庭等医療費の受給対象となる方は、受給資格証の更新が必要です。

受給資格証の更新対象となる方には事前に通知をお送りしますので、忘れずに受給資格証の更新手続きを行って

ください。

なお、前年度に受給対象であった方も、前年分所得税が課せられた場合には非該当となりますので、ご了承ください。（非該当となる方には通知をお送りします。）

お問い合わせ先 鏡野町保健福祉課 子育て支援係 電話(0868) 54-2986